

- 1 議案名 平成30年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項について
- 2 提案理由 平成30年度徳島県立特別支援学校高等部（徳島県立みなと高等学園を除く），高等部専攻科，徳島県立みなと高等学園における第1学年の入学者を選抜するための要項を定める必要があるため
- 3 関係法令
- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 学校教育法 | 第57条，第58条，第59条，第72条
第82条 |
| 学校教育法施行令 | 第22条の3 |
| 学校教育法施行規則 | 第90条，第95条，第135条，第150条 |
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 第23条，第26条 |
| 徳島県立学校規則 | 第23条，第23条の2，第23条の3
第24条，第44条 |
| 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 | 第2条 |
| 発達障害者支援法 | 第2条 |
| 発達障害者支援法施行令 | 第1条 |
| 発達障害者支援法施行規則 | |

平成30年度特別支援学校高等部入学者選抜関係日程

1月			2月			3月		
日	曜	事 項	日	曜	事 項	日	曜	事 項
1	月		1	木	みなと高等学園検査日 特色選抜・連携型選抜	1	木	
2	火		2	金		2	金	
3	水		3	土		3	土	
4	木		4	日		4	日	
5	金		5	月		5	月	
6	土		6	火		6	火	一般選抜(学力検査)
7	日		7	水		7	水	一般選抜(面接等)
8	月		8	木		8	木	追検査、追面接
9	火		9	金		9	金	みなと高等学園第2次募集 願書受付
10	水		10	土	みなと高等学園結果通知 特色選抜結果通知 連携型選抜結果通知	10	土	
11	木		11	日	【建国記念の日】	11	日	
12	金		12	月	振替休日	12	月	みなと高等学園第2次募集 願書受付
13	土		13	火		13	火	
14	日		14	水	特別支援学校(みなと高等 学園を除く)検査日	14	水	一般選抜結果通知
15	月		15	木		15	木	みなと高等学園第2次募集
16	火		16	金		16	金	
17	水		17	土		17	土	みなと高等学園第2次募集 結果通知
18	木		18	日	特別支援学校(みなと高等 学園を除く)結果通知	18	日	
19	金		19	月		19	月	
20	土		20	火	一般選抜願書受付	20	火	第2次募集願書受付
21	日		21	水		21	水	【春分の日】
22	月		22	木		22	木	
23	火	みなと高等学園願書受付 特色選抜願書受付 連携型選抜願書受付	23	金		23	金	
24	水		24	土		24	土	
25	木		25	日		25	日	
26	金		26	月		26	月	第2次募集
27	土		27	火		27	火	第2次募集選抜結果通知
28	日		28	水		28	水	
29	月	特別支援学校(みなと高等 学園を除く)願書受付				29	木	
30	火					30	金	
31	水					31	土	

平成30年度

徳島県立特別支援学校
高等部生徒募集選抜要項

平成30年度特別支援学校高等部入学者選抜関係日程

1月		
日	曜	事 項
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	みなと高等学園願書受付
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	特別支援学校(みなと高等学園を除く)願書受付
30	火	
31	水	

2月		
日	曜	事 項
1	木	みなと高等学園検査日
2	金	
3	土	
4	日	
5	月	
6	火	
7	水	
8	木	
9	金	
10	土	みなと高等学園結果通知
11	日	
12	月	
13	火	
14	水	特別支援学校(みなと高等学園を除く)検査日
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	特別支援学校(みなと高等学園を除く)結果通知
19	月	
20	火	
21	水	
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	

3月		
日	曜	事 項
1	木	
2	金	
3	土	
4	日	
5	月	
6	火	
7	水	
8	木	
9	金	みなと高等学園第2次募集願書受付
10	土	
11	日	
12	月	みなと高等学園第2次募集願書受付
13	火	
14	水	
15	木	みなと高等学園第2次募集
16	金	
17	土	みなと高等学園第2次募集結果通知
18	日	
19	月	
20	火	
21	水	
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	
29	木	
30	金	
31	土	

平成30年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項

徳島県立特別支援学校の高等部（徳島県立みなと高等学園を除く），高等部専攻科，徳島県立みなと高等学園の平成30年度入学者選抜は，この要項によって実施する。

《 高等部（徳島県立みなと高等学園を除く）》

[日 程]

事 項	日 時
願書受付期間	平成30年1月29日（月）から1月31日（水）まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし，最終日は正午までとする。
検査日	平成30年2月14日（水）
選抜結果の通知日	平成30年2月18日（日）

第1 募 集

1 実施校

学 校 名	学 科
徳島県立徳島視覚支援学校	普通科
	手技療法科
徳島県立徳島聴覚支援学校	普通科
	理容科
徳島県立板野支援学校	産業情報科
	普通科
徳島県立国府支援学校	普通科
徳島県立鴨島支援学校	普通科
徳島県立ひのみね支援学校	普通科
徳島県立阿南支援学校	普通科
	生活科学科
	産業工芸科
徳島県立阿南支援学校ひわさ分校	普通科
徳島県立池田支援学校	普通科
徳島県立池田支援学校美馬分校	普通科

2 出願資格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する者とする。（別記1, 116ページ）

- (1) 平成30年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出願

1 出願の制限

- (1) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の特別支援学校を志願する場合は、別記3(118ページ)により、手続きを行わなければならない。
- (2) 2以上の特別支援学校に出願することはできない。ただし、徳島県立みなと高等学園については併願することができる。
- (3) 志願先特別支援学校にある学科を、志望順に記して出願することができる。
- (4) 出願後、志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月29日(月)から1月31日(水)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月31日(水)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出する。

- (ア) 入学願書（様式第29号）
- (イ) 受検票（志願先特別支援学校が指定する様式）
- (ウ) 選抜結果通知用封筒（様式第31号）

封筒の所定の位置に392円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

- (エ) 志願先特別支援学校長が実施要領に定める書類

イ 特別な理由により、高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校の校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、在籍志願承認書（様式第34号）を出身中学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出する。

ウ 「第1募集 2 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類に加えて、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先特別支援学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続き

中学校長は、志願者から提出された書類等のほか、調査書を作成し、志願先特別支援学校長に提出する。平成24年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。ただし、平成23年度以前に中学校を卒業した者（平成9年4月1日以前に出生した者）については、調査書を作成する必要はない。

(3) 特別支援学校長による措置

ア 各特別支援学校長は、受検票と調査書については要項において示された標準様式（様式第30号、様式第32号）をもとに、志願者の状況に応じた様式を作成する。

イ 各特別支援学校長は、所定の期間内の午前9時から午後4時30分（最終日は正午）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

ウ 各特別支援学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。なお、「第1募集 2 出願資格(2)」及び「第1募集 2 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

エ 各特別支援学校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

(4) その他

ア 出願書類請求先

志願先特別支援学校

イ 入学 考査 料

入学考查料は無料とする。

第3 調査書の取扱い

調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、面接などの検査を実施することとし、検査の内容は実施校ごとに定める。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 学校・学科の特色、受検者の実態等を考慮した問題の作成に努めること。
- (2) 受検者の普段の学習に過重な負担をかけないよう十分配慮すること。

3 検査の実施

(1) 検査期日

2月14日(水)

なお、各特別支援学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

ア 志願先特別支援学校

イ 各特別支援学校長が指定した場所（高等部入学後に訪問教育を受ける予定の生徒に限る。）

(3) 受検者数の報告

各特別支援学校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(4) 結果の処理

各特別支援学校長は、検査終了後直ちに、各特別支援学校で実施した検査の採点等を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

第5 追 検 査

検査の当日、急病、交通事故、天災その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。追検査を希望する者は、2月14日(水)までに、追検査願（様式第35号）と欠席した理由を証明する書類を、中学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出し、承認を得るものとする。

実施期日については、各特別支援学校が定める。

各特別支援学校長は、追検査受検者数を委員会に報告する。

第6 選抜の方法

各特別支援学校長は、調査書、各特別支援学校において実施した検査の結果などを資料とし、総合的に判定して選抜する。

第7 選抜結果の通知等

- 1 各特別支援学校長は、2月18日(日)、受検者に選抜の結果を簡易書留郵便により通知するとともに、受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各特別支援学校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告し、3月30日(金)までに、志願者・合格者名簿(様式第38号)、受検者・合格者数集計表(様式第39号)及び受検者・合格者状況調査表(様式第40号)及び学力検査等状況表(様式第41号)を委員会に報告する。

第8 その他

- 1 出願を取り消す者が出了た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第36号)を当該志願者の志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 2 入学を辞退する者が出了た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第37号)を当該志願者の志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 3 各特別支援学校の募集定員は、別に定める。
- 4 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- 5 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記4(119ページ)によるものとする。
- 6 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、徳島県教育委員会教育長が定める。

《高等部専攻科》

[日程]

事項	日時
願書受付期間	平成30年1月29日(月)から1月31日(水)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。
検査日	平成30年2月14日(水)
選抜結果の通知日	平成30年2月18日(日)

第1 募集

1 実施校

学校名	学科
徳島県立徳島視覚支援学校	手技療法科
	鍼灸手技療法科
徳島県立徳島聴覚支援学校	理容科

2 出願資格

(1) 徳島視覚支援学校

出願資格者は、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する視覚障害者とする。（別記1、116ページ）

ア 平成30年3月に特別支援学校高等部若しくは高等学校若しくは中等教育学校の後期課程（以下「高等学校」という。）を卒業見込の者

イ 高等学校を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

(2) 徳島聴覚支援学校

徳島県立徳島聴覚支援学校高等部理容科を平成30年3月に卒業見込、または卒業した者、及び徳島県立聾学校高等部理美容科理容コース、聾学校高等部理容科を卒業した者。

第2 出願

1 出願の制限

- (1) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の特別支援学校を志願する場合は、別記3(118ページ)により、手続きを行わなければならない。
- (2) 2以上の特別支援学校に出願することはできない。
- (3) 志願先特別支援学校にある学科を、志望順に記して出願することができる。ただし、徳島県立徳島視覚支援学校高等部手技療法科を平成30年3月に卒業見込、または卒業した者、及び徳島県立盲学校高等部保健理療科、徳島県立盲学校高等部手技療法科を卒業した者は、高等部専攻科手技療法科に出願することはできない。
- (4) 出願後、志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月29日(月)から1月31日(水)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月31日(水)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続き

志願者は、次の書類等を志願先特別支援学校長に提出する。

ア 入学願書(様式第29号)

イ 調査書

志願先特別支援学校指定の様式を使用し、出身学校長が作成したもの。

平成24年度以降に高等学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

ただし、平成23年度以前に高等学校を卒業した者(平成9年4月1日以前に出生した者)については、調査書を作成する必要はない。

ウ 受検票(志願先特別支援学校が指定する様式)

エ 選抜結果通知用封筒(様式第31号)

封筒の所定の位置に392円分の切手(料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手)を貼ること。

オ 志願先特別支援学校長が実施要領に定める書類

(2) 特別支援学校長による措置

ア 各特別支援学校長は、受検票と調査書については要項において示された様式(様式第30号、様式第32号)をもとに、志願者の状況にあった様式を作成する。

イ 各特別支援学校長は、所定の期間内の午前9時から午後4時30分(最終日は

正午)までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

- ウ 各特別支援学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、志願者に交付する。
- エ 各特別支援学校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を委員会に報告する。

(3) その他

- ア 出願書類請求先
志願先特別支援学校
- イ 入学 考査 料
入学考查料は無料とする。

第3 調査書の取扱い

調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、面接などの検査を実施することとし、検査の内容は実施校ごとに定める。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 学校・学科の特色、受検者の実態等を考慮した問題の作成に努めること。
- (2) 受検者の普段の学習に過重な負担をかけないよう十分配慮すること。

3 検査の実施

(1) 検査期日

2月14日(水)

なお、各特別支援学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先特別支援学校

(3) 受検者数の報告

各特別支援学校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(4) 結果の処理

各特別支援学校長は、検査終了後直ちに、各特別支援学校で実施した検査の採点を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

第5 追 検 査

検査の当日、急病、交通事故、天災その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、学力検査等に代えることができる。追検査を希望する者は、2月14日(水)までに、追検査願（様式第35号）と欠席した理由を証明する書類を志願先特別支援学校長に提出し、承諾を得るものとする。

実施期日については、各特別支援学校において定める。

各特別支援学校長は、追検査者数を委員会に報告する。

第6 選抜の方法

各特別支援学校長は、調査書、実施した検査の結果などを資料とし、特別支援学校高等部専攻科での教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

第7 選抜結果の通知等

- 1 各特別支援学校長は、2月18日(日)、受検者に選抜の結果を簡易書留郵便により通知する。
- 2 各特別支援学校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告し、3月30日(金)までに、志願者・合格者名簿（様式第38号）、受検者・合格者数集計表（様式第39号）及び受検者・合格者状況調査表（様式第40号）及び学力検査等状況表（様式第41号）を委員会に報告する。

第8 そ の 他

- 1 出願を取り消す者は、速やかに出願取消届（様式第36号）を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 2 入学を辞退する者は、速やかに入学辞退届（様式第37号）を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 3 各特別支援学校の募集定員は、別に定める。
- 4 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- 5 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記4(119ページ)によるものとする。
- 6 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、徳島県教育委員会教育長が定める。

《徳島県立みなと高等学園》

I 第1次募集

[日程]

事項	日時
願書受付期間	平成30年1月23日(火)から1月24日(水)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。
検査日	平成30年2月1日(木)
選抜結果の通知日	平成30年2月10日(土)

第1募集

1 募集学科及び募集定員

募集学科	募集定員
商業ビジネス科	8名
情報デザイン科	8名
生産サービス科	8名
流通システム科	8名

2 出願資格

(1) 商業ビジネス科・情報デザイン科

出願資格者は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項（別記2, 117ページ）に規定する発達障害者のうち、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3（別記1, 116ページ）に規定する病弱者とする。なお、病弱者については、心身症、精神疾患等により継続的な医療又は生活規制が必要な者とする。

ア 平成30年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者

- イ 中学校を卒業又は修了した者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 生産サービス科・流通システム科

出願資格者は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項（別記2, 117ページ）に規定する発達障害者のうち、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3（別記1, 116ページ）に規定する知的障害者とする。

- ア 平成30年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者

- イ 中学校を卒業又は修了した者

- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出願

1 出願の制限

- (1) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の特別支援学校を志願する場合は、別記3(118ページ)により、手続きを行わなければならない。
- (2) 商業ビジネス科又は情報デザイン科を志望する者は、当該2科を志望順に記して出願することができる。
- (3) 生産サービス科又は流通システム科を志望する者は、当該2科を志望順に記して出願することができる。
- (4) 出願後、志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月23日(火)から1月24日(水)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由してみなと高等学園校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第29号）

(イ) 受検票（みなど高等学園が指定する様式）

(ウ) 選抜結果通知用封筒（様式第31号）

封筒の所定の位置に392円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

(エ) 障がい又は疾患があることを証明する医師の診断書、療育手帳の写し等、みなど高等学園校長が実施要領に定める書類

イ 特別な理由により、高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校の校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、在籍志願承認書（様式第34号）を出身中学校長を経由してみなど高等学園校長に提出する。

ウ 「第1 募集 2 出願資格 (1) 商業ビジネス科・情報デザイン科 ウ」又は「第1 募集 2 出願資格 (2) 生産サービス科・流通システム科 ウ」による者は、上記アに示された書類に加えて、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、みなど高等学園校長に提出する。

(2) 中学校長による手続き

中学校長は、志願者から提出された書類等のほか、調査書を作成し、みなど高等学園校長に提出する。平成24年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。ただし、平成23年度以前に中学校を卒業した者（平成9年4月1日以前に出生した者）については、調査書を作成する必要はない。

(3) みなど高等学園校長による措置

ア みなど高等学園校長は、受検票と調査書については要項において示された標準様式（様式第30号、様式第32号）をもとに、志願者の状況に応じた様式を作成する。

イ みなど高等学園校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は午後1時）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後1時までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

ウ みなど高等学園校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。なお、「第1 募集 2 出願資格 (1) 商業ビジネス科・情報デザイン科 イ又はウ」及び「第1 募集 2 出願資格 (2) 生産サービス科・流通システム科 イ又はウ」による者には、直接、受検票を交付する。

エ みなと高等学園校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を委員会に報告する。

(4) その他

ア 出願書類請求先

みなと高等学園

イ 入学 考査 料

入学考查料は無料とする。

第3 調査書の取扱い

調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、学力検査、面接などの検査を実施することとし、検査の内容はみなと高等学園校長が定める。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 学校・学科の特色、受検者の実態等を考慮した問題の作成に努めること。
- (2) 受検者の普段の学習に過重な負担をかけないよう十分配慮すること。
- (3) 問題の程度は、商業ビジネス科・情報デザイン科については、中学校卒業程度、生産サービス科・流通システム科については、より基礎的な程度とする。

3 検査の実施

(1) 検査期日

2月1日(木)（徳島県公立高等学校の特色選抜及び連携型選抜検査日と同日）

なお、検査時間割の詳細は、みなと高等学園校長が定める。

(2) 実施会場

みなと高等学園

(3) 受検者数の報告

みなと高等学園校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(4) 結果の処理

みなど高等学園校長は、検査終了後直ちに、実施した検査の採点等を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

第5 選抜の方法

みなど高等学園校長は、調査書、実施した検査の結果などを資料とし、総合的に判定して選抜する。

第6 選抜結果の通知等

- 1 みなど高等学園校長は、2月10日(土)、受検者に選抜の結果を簡易書留郵便により通知するとともに、受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 みなど高等学園校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告し、3月30日(金)までに、志願者・合格者名簿(様式第38号)、受検者・合格者数集計表(様式第39号)、受検者・合格者状況調査表(様式第40号)及び学力検査等状況表(様式第41号)を委員会に報告する。

第7 その他

- 1 徳島県立みなど高等学園入学者選抜の合格者は、徳島県公立高等学校の一般選抜に出願することはできない。
- 2 徳島県立みなど高等学園入学者選抜の合格者は、他の徳島県立特別支援学校高等部入学者選抜を受検することはできない。
- 3 出願を取り消す者が出了た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第36号)をみなど高等学園校長に提出しなければならない。
- 4 入学を辞退する者が出了た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第37号)をみなど高等学園校長に提出しなければならない。
- 5 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- 6 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記4(119ページ)によるものとする。
- 7 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、徳島県教育委員会教育長が定める。

II 第2次募集

第1次募集において募集定員に満たない学科で、第2次募集を実施することとし、次の記載事項以外は、第1次募集に準じる。徳島県公立高等学校の特色選抜、一般選抜又は徳島県立みなと高等学園以外の徳島県立特別支援学校高等部入学者選抜の合格者は、受検することはできない。

1 受付期間

入学願書等の受付期間は、3月9日(金)、3月12日(月)の2日間とする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

2 検査期日

検査期日は、3月15日(木)とする。

3 検査の内容

学校・学科の特色に応じて、みなと高等学園校長が検査内容を定める。

4 選抜結果の通知

通知日は、3月17日(土)とする。

